

公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、五泉都市計画道路の変更の素案について、次のとおり公聴会を開催する。

令和元年5月14日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 公聴会の日時

令和元年6月13日（木）午後7時から

2 公聴会の開催場所

五泉市太田1094番地1

五泉市役所 3階 301会議室

3 事案の概要

別紙「五泉都市計画道路の変更（新潟県決定）」のとおり。

4 素案の縦覧

新潟県新潟地域振興局新津地域整備部計画調整課及び五泉市都市整備課都市計画係において、5月24日（金）まで縦覧に供する。

5 公聴会に出席して意見を述べることができる者

五泉市の住民及び利害関係人

6 公述申出の方法

変更の素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事及び五泉市長宛の書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。

7 公述申出期限

令和元年5月24日（金）（必着のこと。）

8 公述申出先

(1) 新潟市秋葉区新津4524番地1（〒956-8625）

新潟県新潟地域振興局新津地域整備部計画調整課

電話 0250-24-9674

(2) 五泉市太田1094番地1（〒959-1692）

五泉市都市整備課都市計画係

電話 0250-43-3911

9 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。なお、公述申出が多数の場合は、意見の要旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公述人（最大10名）を決定する。

10 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

11 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

なお、会場への入室は、午後6時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の40名になり次第終了する。

12 公聴会の中止

公述の申出が無い場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

13 その他

関連する五泉市決定の都市計画道路の変更の素案についても縦覧を行い、公聴会に出席して意見を述べることができる。

14 問合せ先

新潟市中央区新光町4番地1（〒950-8570）

新潟県土木部都市局都市政策課

電話 025-280-5429

五泉都市計画道路の変更（新潟県決定）

別紙

